様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２４年９月１７日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　はんしんこうそくぎけん  一般事業主の氏名又は名称　阪神高速技研株式会社  （ふりがな） なか　よしふみ  （法人の場合）代表者の氏名 　　仲　義史  住所　〒530-6123  大阪府 大阪市北区 中之島３丁目３番２３号 中之島ダイビル２３階  法人番号　4120001046497  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社ホームページの会社情報  ・経営ビジョン「ごあいさつ」  ・中期経営計画「Ⅱ．デジタルトランスフォーメーションの推進」 | | 公表日 | 2023年7月1日  2024年7月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：会社ホームページ  公表場所：経営ビジョン「ごあいさつ」　https://www.hanshin-tech.co.jp/company/#link-greeting  公表場所：中期経営計画「２）デジタルトランスフォーメーションの推進」  https://www.hanshin-tech.co.jp/company/bussiness.html | | 記載内容抜粋 | 「企業経営の方向性」  デジタル活用など新たな技術に挑戦するとともに、たゆまぬ研鑽と努力によりこれまで蓄積した技術力に磨きをかけ、積極的なコンサルティングを展開することにより、阪神高速道路事業を通じて地域・社会への貢献をめざしてまいります。  「情報処理技術活用の方向性」  阪神高速グループのシステム開発や運用管理を担うことにより培ったシステム技術を活用し、道路会社始めグループ各社と連携し、グループ「DX戦略」を実務面で支えることにより、デジタルトランスフォーメーションの推進に貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 公表内容の中期経営計画は取締役会の承認を経たものである。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社ホームページの会社情報  ・中期経営計画「ＤＸ推進の取り組み」  ・会社概要「組織図」 | | 公表日 | 2024年7月25日  2023年7月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：会社ホームページ  公表場所：中期経営計画「２）デジタルトランスフォーメーションの推進」  https://www.hanshin-tech.co.jp/company/bussiness.html  公表場所：中期経営計画「ＤＸ推進の取り組み」  https://www.hanshin-tech.co.jp/company/bussiness\_dx.html  公表場所：会社概要「組織図」  https://www.hanshin-tech.co.jp/company/outline.html | | 記載内容抜粋 | ２）デジタルトランスフォーメーションの推進  ◆ＤＸ推進の取り組み（第５期中期経営計画期間）  1) インフラマネジメントを支えるDX  次世代情報プラットフォームの構築、資産系システムの再構築、資産情報の高度化・一元化などを推進する  2) 業務高度化や生産性向上を支えるDX  業務系支援システムの開発・運用管理を行う  3) 高速道路インフラ設計業務等におけるDX  点群データや BIM/CIM による 3 次元モデル等の活用を促進し、これらを活用した設計シミュレーションを行うなど業務の高度化、効率化を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ・DX推進の取り組みは、取締役会の承認を経た中期経営計画の施策である。  ・DX推進室の設置は、全取締役出席の経営会議（業務執行会議）の承認を経た設置要領に基づくものである。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 会社ホームページの会社情報  ・中期経営計画「ＤＸ推進の取り組み」  ・会社概要「組織図」 | | 記載内容抜粋 | 「体制・組織に関する事項」  4) DX推進体制の整備・強化  業務プロセスの見直しを含むDX推進の組織体制として、社内にDX推進会議やDX推進室を設置し、推進体制を強化します。  「人材の育成・確保に関する事項」  DX研修の実施により、DX意識の醸成とともに知識・技術を習得することによってDX人材の育成に取り組みます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 会社ホームページの会社情報  ・中期経営計画「ＤＸ推進の取り組み」 | | 記載内容抜粋 | ◆ＤＸ推進の取り組み（第５期中期経営計画期間）  事業部門の様々なニーズに合わせた新たなシステム開発に取り組みます。  セキュリティや可用性を確保したITインフラ基盤の更新、クラウドストレージサービスの導入やパブリッククラウドへの移行等により合理的なIT基盤を整備し、システムの安定稼働を確保します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 会社ホームページの会社情報  ・中期経営計画「ＤＸ推進の取り組み」 | | 公表日 | 2024年7月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：会社ホームページ  公表場所：中期経営計画「ＤＸ推進の取り組み」  https://www.hanshin-tech.co.jp/company/bussiness\_dx.html | | 記載内容抜粋 | 〈DX推進の達成状況に係る指標〉  第５期中期経営計画におけるDX推進に係る経営数値目標として、全社売上高のうちDXに関連するシステム事業部門売上高の比率を37%以上とすることをめざしています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年7月1日 | | 発信方法 | 会社ホームページの会社情報  経営ビジョン「ごあいさつ」  https://www.hanshin-tech.co.jp/company/#link-greeting | | 発信内容 | 下記のとおり情報発信  2023年度より「技研は、さらなる成長・発展をめざす新しいステージへ」をコンセプトとする新たな中期経営計画をスタートさせ、これまでの取り組みを更に進めています。この計画では４つの経営方針として「阪神高速道路事業への貢献」、「デジタルトランスフォーメーションの推進」、「技術力の向上と新たな分野への挑戦」、「社員が誇りを持てる企業に」を掲げ、その実現をめざしております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年5月頃　～2024年6月頃 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断フォーマットの自己診断結果を提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ISO/IEC 27001 登録更新：2022年5月13日 | | 実施内容 | ・会社ホームページ最下段に「情報セキュリティー基本方針」および「プライバシーポリシー」を掲載。  情報セキュリティ基本方針  https://www.hanshin-tech.co.jp/policy/security.html  プライバシーポリシー  https://www.hanshin-tech.co.jp/policy/privacy.html  ・ISO/IEC 27001 認定登録更新  https://www.hanshin-tech.co.jp/company/file/iso27001\_2022.pdf |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。